

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

平成29年3月10日（金）から4月10日（月）にかけて実施した意見提出手続（パブリックコメント）について、3名から9件のご意見をいただきました。ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

■提出人数及び意見件数

①提出人数

（年代別・男女別）

年代	男性	女性	合計
50代	0	1	1
70代	1	0	1
不明	1	0	1
合計	2	1	3

（居住地域別）

居住地域	本庁	鳴尾	甲東	瓦木	塩瀬	山口	市外	未記入	合計
人数	1	1	1	0	0	0	0	0	3

（提出方法別）

提出方法	郵送	FAX	メール	持参	合計
人数	1	0	1	1	3

②意見件数

（意見項目別）

意見項目	件数
（1） 再生資源の回収体制について	2
（2） 持ち去りを禁止する再生資源物について	1
（3） 持ち去り行為の禁止について	6
その他の意見	0
合計	9

（回答分類別）

回答分類	内 容	件 数
①素案に記載済	意見内容が既に素案に盛り込まれているもの。	2
②意見を反映	意見を反映し、素案を修正するもの。	0
③今後の参考・検討	素案の修正はしないが、今後の参考とするもの。検討していくもの。	3
④対応が困難	対応が困難なもの、市の考え方と方向性が合致しないもの。	4
合計		9

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

(1) 再生資源の回収体制について

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
1	資源ごみの回収については、市指定のパッカー車両と民間事業者との馴れ合いの回収作業と思われ、条例を改正しても成果が上がらないのではないか。	1	本市における再生資源の回収は、市の直営車両のほか、市が収集業務を委託しております民間業者の車両ならびに市が回収を認めている市内の古紙回収業者で構成する団体（西宮古紙リサイクル協会）の車両により行っております。今回の条例改正の趣旨は、市ならびに市から委託等を受けた業者以外の第三者による再生資源の持ち去り行為を禁止するものです。 なお、持ち去り行為者と区別できるよう、横幕やマグネットシール等により、委託業者または西宮古紙リサイクル協会の車両である旨の表示を行っております。	①
2	缶や古紙類は、ごみステーションに出すのではなく、学校・公民館等の最寄りの公的施設に持って行けるようにしてはどうか。	1	公共施設における再生資源回収場所の設置につきましては、各施設における占有スペースや管理上の問題が生じることなどから、ただちに実施することは困難であります。現在、再生資源の回収につきましては、行政回収とは別に、地域によっては自治会等の地域団体が集団回収を実施しておりますので、そちらも合わせてご利用いただければと考えております。	③

(2) 持ち去りを禁止する再生資源物について

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
1	持ち去り禁止物を指定（紙類とアルミ缶）する方法もあるのでは。その他プラやペットボトルも建前としては資源物だが、誰も持ち去らないので指定は不要ではないか。	1	持ち去り行為を禁止する対象物につきましては、原則、本市が再生資源として分別回収しているものを対象にしたいと考えております。	④

(3) 持ち去り行為の禁止について

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
1	条例一部改正により、資源物の持ち去りを生業としている方々に影響を与えない方法を検討するべきだと思います。	1	今回の条例改正の趣旨は、市ならびに市から委託等を受けた業者以外の第三者による再生資源の持ち去り行為を禁止するものであり、市ならびに市から委託等を受けた業者以外の第三者は全て規制の対象者となります。 なお、生活困窮者への支援については福祉部局と連携を図り、対応してまいります。	③
2	ごみステーションに設置されている青いコンテナの中には、再利用できるものがたくさん入っており、宝の山である。持ち去り行為を規制するのではなく、市民に対し、使えるものは持って帰ってもらい、再利用（リユース）してもらうことを呼びかけられた方がよいのでは。	1	本市では、ごみの減量及び資源循環型社会の形成を推進しており、不用品のリユースにつきましては、市のホームページ上で市民相互間の不用品交換を支援する「Eコウ館」の運営や、リサイクルプラザでの不用品の無償提供などを行っております。 また、市民の方が排出された再資源化が可能な物（古紙類、アルミ缶・ビン・金属類など）につきましては、市が回収を行った後に再資源化事業者などに売却するなどの適正な処理を行い、得られた売却収入はごみ処理にかかる費用に充当しております。 第三者による持ち去り行為につきましては、営利目的の持ち去りが懸念されることに加え、また持ち去られた資源物が適正に処理されているか市では確認できなくなることや、市民のごみ減量や分別意識に悪影響を与えることから、禁止すべきであると考えております。	④
3	条例改正の理由として、持ち去られた再生資源が適正に処理されているか確認できないとありますが、必要であるから持ち去るのであり、転売にしろ自宅使用にしろ、どこかで使われているのか確かです。その意味では、適正な処理では。	1	第三者に持ち去られた再生資源は、必ずしもリユースに繋がっているとは言い切れず、持ち去られたものが不法投棄に繋がる可能性が考えられます。また、持ち去り行為の目的が転売であれば、本市のごみ処理にかかる費用に充当されたはずの売却収入が第三者の収入となり、本市の財政的な損失に繋がるほか、市民の皆様の分別意識にも影響を及ぼします。	④
4	有価物を持ち去ることから市の収入にも損害を与えているという点で言えば、転売して儲けようとしている人々と同じ穴のムジナではないか。もちろん、市の収入が増えることにより我々市民にも何らかの還元があることは喜ばしいことではあるが。	1	市民の方から排出された再生資源は、市が回収を行った後に再資源化事業者などに売却するなどの適正な処理を行い、得られた売却収入はごみ処理にかかる費用に充当しております。	④
5	今回の条例一部改正について、ようやく出たかという思いです。市民からの写真の通報を受け付けるなど、厳しい姿勢で挑んでいただきたい。	1	持ち去り行為を防止するためには、行政による巡回パトロールや周知・啓発活動等に加え、市民の皆様のご協力が不可欠であると考えております。 本条例の一部改正案が議会にて議決されましたら、条例改正の趣旨や内容を市民の皆様にご正しく伝え、ご理解とご協力が得られるよう、周知・啓発に努めてまいります。	③
6	今回の条例一部改正は、何らかの抗議があった時に言い逃れが出来るように準備しているとしか思えない。	1	現行法令では、廃棄物は無主物（所有者がいない物）と解されているため、第三者による持ち去り行為を規制することは困難な状況であります。今回の条例改正により、それらの行為を禁止する法的根拠が明確になり、行政として適切に対応することが可能となると考えております。	①